

広報

# すずか かめやま

地区広域連合

3

2021

Spring

No.  
60

## 目次

特集:在宅療養を考える③ ..... P2~3
～住み慣れた場所でいつまでも～
介護保険のお知らせ
・健康づくりや介護予防のために ..... P4~5
・地域包括支援センターが新しくなります ..... P 6~8
広域連合議会の動き ..... P8

# 在宅療養を考える③

## ～住み慣れた場所でいつまでも～



住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことは誰しもの願いです。

いつまでも地域で安心して暮らし続けるためにはさまざまな取組が必要です。

今回は、鈴鹿市が取り組んでいる在宅医療・介護連携の要である「鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム」について、鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター「すずらん」の丸山センター長にお話しを伺いました。



### ◎鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステムとは何ですか？

鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステムは、住み慣れた地域や家庭で療養しながら生活が送れるよう、医療・介護・福祉の専門職の皆さんと医療・介護が連携し在宅療養を支援するためのものです。それを構築するために、鈴鹿市と鈴鹿市医師会が中心となり、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議を設置しています。



令和2年9月現在 鈴鹿市

49,996人  
(25.1%)  
65歳以上人口

8,548人  
(17.1%)  
介護認定者数

令和2年9月現在、  
鈴鹿市にお住まいの65歳以上の方は49,996人、  
高齢化率は25.1%、その中で介護認定を受けている方が8,548人で、17.1%います。  
今後、65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが懸念されているのは、  
皆さんもご承知のことと存じます。

**高齢の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには…**

医療・介護の関係機関(専門職)が緊密に連携し、包括的な在宅医療・介護を一体的に提供していくことが大切です。

医療・介護・福祉の専門職が、必要な情報の共有や連携を図らなければ、在宅療養を希望する利用者様、患者様を十分に支えることはできません。お互いが相互理解のもとチームとして連携することは必要不可欠です。

## ◎「すずらん」はどのようなセンターなのでしょうか？

「すずらん」は、平成30年4月から在宅医療・介護連携推進事業の一環として、鈴鹿市からの委託により、鈴鹿市医師会が運営する専門職向けの「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」です。

「すずらん」は、専門職の方への支援を通して、地域住民の方が安心して必要な在宅療養を続けていただくことができるよう、鈴鹿市や鈴鹿市医師会と情報共有や連携を行い、専門職の相談窓口として包括的な支援に取り組んでいます。



村田さん

丸山センター長

原口さん

### 「すずらん」のサポート体制について

在宅療養を希望する方が、希望する場所で在宅療養を続けていくため、医療・介護・福祉職関係なく必要な情報を共有できるシステム「バイタルリンク」を整えています。

このほかにも、

- ・連携に対する助言
- ・地域包括支援センターと協働し、サービスの普及、啓発
- ・往診や訪問診療を必要とする方への在宅医の紹介
- ・医療機関と連携し入退院支援に向けた専門職への支援
- ・専門職の相互理解のための研修会等を実施
- ・各専門職の知識の向上支援や様々な相談に対応しています。



相談の中で、「すずらん」単独での解決が難しい場合は、運営委員会委員長である羽山クリニックの藤田医師や医師会会員の先生方に相談して助言を受け、必要に応じ鈴鹿市や鈴鹿市医師会へ協議の場を広げ、課題解決や対応策の検討に取り組んでいます。

### 安心して在宅医療・介護が受けられるよう、 もっと在宅医療・介護を知ってもらえますように

鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター「すずらん」運営委員会委員長  
一般社団法人鈴鹿市医師会常任理事

#### 羽山クリニック院長 藤田 浩弥 さん

日本では今後、医療・介護分野において問題が噴出する「2025年問題」というものがあります。「2025年問題」とは第一次ベビーブームの時に生まれた、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などで負担が急増することをいいます。今後、超高齢化社会においては、高齢者単独世帯や老老介護世帯の増加などで在宅医療・介護の必要性が増大します。



また、昨年度からの問題では新型コロナウイルス感染症により、病院や施設での面会制限のため自宅に帰られ、在宅療養をされる方が急増している現状があります。

鈴鹿市では以前から三重県内の他の市町村に先駆けて、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステムを鈴鹿市医師会を中心立ち上げ、多職種が連携し在宅療養をされる方のサポートが出来るように準備、実践をしてまいりました。現在はケアシステムの事務局を鈴鹿市と協働で担当しており、各専門職が一丸になって在宅医療・介護のサポートをしております。鈴鹿市民が今後も安心して在宅医療・介護が受けられるよう取り組んでまいりますので、市民の皆さんにも、もっと在宅医療・介護を知ってもらえればと思います。

● 今回の特集に関するご意見・ご感想は介護保険課へ

TEL059-369-3204 FAX059-369-3202 E-mail skkaigo@mecha.ne.jp

# 健康づくりや介護予防のために 介護予防・日常生活支援総合事業を 活用しましょう

## 介護予防・日常生活支援総合事業とは



いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、鈴鹿亀山地区広域連合では、現在、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。この事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があり、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、一人ひとりができる限り介護予防に努め、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することができる地域づくりを目指しています。

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

#### 【利用できる対象者は】

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた65歳以上の方(介護予防・生活支援サービス事業対象者)または 要介護認定で、要支援1・要支援2の方

基本チェックリストは、日常生活の様子や心身の状態、外出頻度などを確認する25項目の質問票で、高齢者自身が質問項目に「はい」「いいえ」で回答します。



#### 【サービスの内容は】

##### ●訪問型サービス

- ・ホームヘルパーによる身体介護や生活援助、シルバー人材センターの会員によるゴミ出しや掃除などの生活援助
- ・歯科衛生士・栄養士・理学療法士などの専門職による短期間の介護予防に関する指導

##### ●通所型サービス

- ・通所介護事業所での、食事や入浴などの生活支援や生活機能向上のための機能訓練
- ・理学療法士などの専門職による短期間の運動機能の向上に関する指導



現在、新たな「通所型サービス」の実施に向けて準備を進めています。  
専門職による介助を必要とせず、日常生活は概ね自立している方を対象に、指定事業所の短時間の運動やレクリエーション活動などに参加し、心身の機能低下を予防するための送迎付きのサービスです。  
ただし、入浴や食事の提供はありません。

#### 【サービスを利用するには】

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援1・要支援2に該当する必要があります。  
また、自立した生活を送ることができるように、心身の状態や日常生活の状況に応じ、どのようなサービスを、どのくらい利用するかを計画したケアプランが必要です。  
お住まいの地域を担当する地域包括支援センターでは、基本チェックリストの実施や要介護認定申請の代行、ケアプランの作成などを行っていますので、ご相談ください。

## 2 一般介護予防事業

鈴鹿市・亀山市が主体となって、65歳以上の方を対象に、運動機能の向上や認知症予防などの介護予防教室の開催、高齢者が気軽に集うサロンの開催への支援、住民が主体となり行う介護予防活動への支援などを行っています。

### 介護予防・日常生活支援総合事業を計画するにあたっては…

令和2年1月に鈴鹿亀山地区広域連合管内の65歳以上の方2,000人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を参考にしています。1,386の方から回答をいただきましたので、その結果の一部をご紹介します。

#### Q 日頃、どのようなことを心がけていますか？

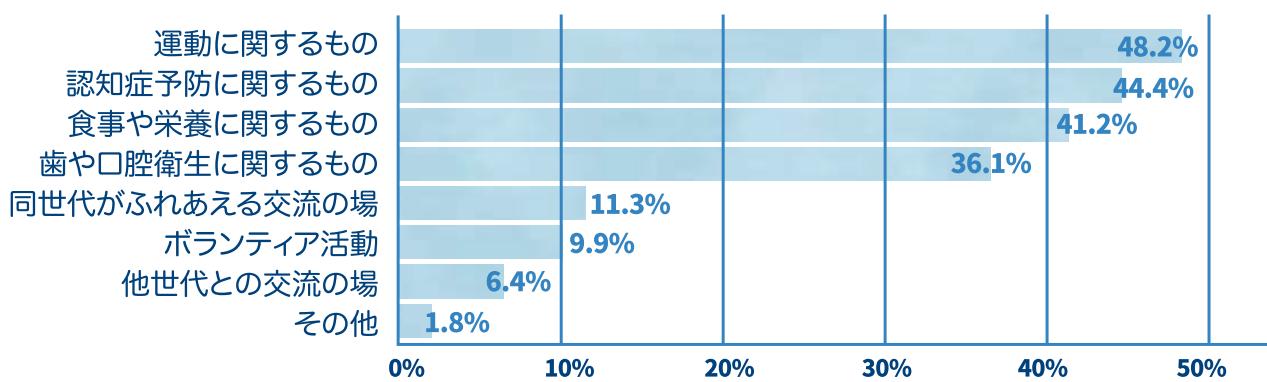


	第1位	第2位	第3位
60代	食事や栄養 	規則正しい生活 	定期的な健康診断の受診 
70代			
80代			
90歳以上	規則正しい生活 	食事や栄養 	適度な運動 

日頃から健康や介護予防を心がけている方の回答は、どの年代を見ても「適度な運動」を心がけることが難しいようです。



#### Q 介護予防のために、地域でどのような活動があれば参加したいですか？



2人に1人が、「運動に関するもの」を望んでいます。  
3年前の調査では、第1位だった「同世代がふれあえる交流の場」は、この3年間で、住民が主体となって開催する身近な場所でのサロンなどが増加したことにより、今回の調査では減少しました。

# 4月1日から 地域包括支援センターが 新しくなります!

地域の皆さんの相談窓口である「地域包括支援センター」の体制を新しくし、より身近に地域での支援・相談等が受けられるよう充実を図ります。

## 主な変更点

### ★日常生活圏域の見直し

地域づくり協議会、まちづくり

協議会を基本単位にしました

### ★地域包括支援センターの増設

鈴鹿市 4か所 → 8か所

亀山市 1か所 → 2か所

### ★地域包括支援センターの

名称を変更し愛称をつけました

日常生活圏域の位置



## 「地域包括支援センター」は

介護、福祉、医療などの関係機関と協力して、地域の皆さんの健康、生活、財産、権利などを守るために、鈴鹿・亀山地区広域連合が設置している公的な総合相談窓口です。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が、互いに連携を取りながら「チーム」として、高齢者やその家族等の支援を行っています。

また、地域のケアマネジヤーや医療機関、関係団体とも連携を図り、皆さんのが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくける地域づくりを目指して活動しています。

## 介護、福祉、健康、医療など、生活の中で 困っていることや心配なことはありませんか？

地域包括支援センターでは、高齢者等に関する家族の悩み、認知症への不安や、財産管理の不安など、さまざまな相談ごとを受け付けています。

また、介護予防や生活を支えるサービスの利用、健康づくり活動や地域の方たちのネットワークへの支援を行っています。是非、お気軽にご相談ください



## 新しい地域包括支援センターはこちらです！

### 《 鈴鹿市 》

地域包括支援センター名  
愛称

住 所  
電 話 番 号

担当する地域づくり協議会・活動  
団体名  
(令和3年3月1日現在)

鈴鹿第1  
地域包括支援センター  
なんてん

鈴鹿市高塚町216番3  
059-373-6031

加佐登地区まちづくり協議会  
石薬師地区明るいまちづくり協議会  
久間田地域づくり協議会  
椿地区まちづくり協議会  
深伊沢地域づくり協議会  
鈴峰地区地域づくり協議会  
庄内地区地域づくり協議会



鈴鹿第2  
地域包括支援センター  
あんず

鈴鹿市平田一丁目3番5号  
(アルテハイム鈴鹿内)  
059-370-3751

国府地区まちづくり協議会  
庄野地区まちづくり協議会  
牧田地区地域づくり協議会  
マイタウン井田川まちづくり委員会

鈴鹿第3  
地域包括支援センター  
やまぶき

鈴鹿市神戸三丁目12番10号  
(ひまわり内)  
059-384-4165

河曲地区地域づくり協議会  
一ノ宮地区づくり協議会  
神戸まちづくり協議会



鈴鹿第4  
地域包括支援センター  
わかたけ

鈴鹿市上箕田町字近田2639番地2  
(くすのき園内)  
059-385-7770

長太地区まちづくり協議会  
和の街箕田地域づくり協議会  
若松地域づくり協議会

鈴鹿第5  
地域包括支援センター  
ひいらぎ

鈴鹿市南玉垣町7300番地2  
(桜の森白子ホーム内)  
059-392-5713

玉桜まちづくり協議会



鈴鹿第6  
地域包括支援センター  
つゆくさ

鈴鹿市地子町字金生水814番地の30  
(かなしうづ園内)  
059-389-5959

夢ある稻生まちづくり協議会  
飯野地区地域づくり協議会

鈴鹿第7  
地域包括支援センター  
りんどう

鈴鹿市南若松町1番地  
(伊勢マリンホーム内)  
059-380-5280

白子地域づくり協議会設立準備委員会  
鼓ヶ浦地区まちづくり協議会  
愛宕地域づくり協議会  
旭が丘地区まちづくり協議会



鈴鹿第8  
地域包括支援センター  
ふじ

鈴鹿市長法寺町字権現763番地  
(ルーエハイム内)  
059-372-3128

栄地区地域づくり協議会  
郡山まちづくり協議会  
天名まちづくり協議会  
合川地区地域づくり協議会

《 亀 山 市 》		
地域包括支援センター名 愛 称	住 所 電 話 番 号	担当するまちづくり協議会名 (令和3年3月1日現在)
亀山第1 地域包括支援センター <b>ぼたん</b>	亀山市栄町1487番地167 0595-96-8686	井田川北まちづくり協議会 井田川地区南まちづくり協議会 川崎地区まちづくり協議会 野登地区まちづくり協議会 東部地区まちづくり協議会 南部地区まちづくり協議会 亘生地区まちづくり協議会
亀山第2 地域包括支援センター <b>もくれん</b>	亀山市東町一丁目3番7号 0595-97-3331	白川地区まちづくり協議会 神辺地区ふれあいまちづくり協議会 野村地区まちづくり協議会 城東地区まちづくり協議会 城西地区まちづくり協議会 城北地区まちづくり協議会 御幸地区まちづくり協議会 本町地区まちづくり協議会 北東地区まちづくり協議会 天神・和賀地区まちづくり協議会 関宿まちづくり協議会 関北部地区まちづくり協議会 関南部地区まちづくり協議会 坂下地区まちづくり協議会 加太地区まちづくり協議会

## 広域連合議会の動き

総務課 059-369-3200

令和2年12月24日に鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会が開催され、次の議案が原案どおり可決されました。

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 議案第17号 | 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第2号)       |
| 議案第18号 | 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第19号 | 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について          |



発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202  
ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail [skkouiki@mecha.ne.jp](mailto:skkouiki@mecha.ne.jp)